

2026 年 7 月 28 日

**株式会社SHIFT PLUSとの吸収分割に係る
会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示書面**

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

当社は、2026 年 7 月 15 日付で株式会社SHIFT PLUS（以下、「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社が吸収分割会社の管理部門に関する権利義務を承継する吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約等の内容（会社法第794条1項の内容）

別紙「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

当社は、吸収分割会社の完全親会社であり、完全親子会社間の吸収分割であることから、本件分割に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ. 会社法第758条第8号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第758条第8号イに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

ロ. 会社法第758条第8号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項

会社法第758条第8号ロに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

**4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め
の相当性に関する事項**

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。

5. 吸収分割会社（清算株式会社及び清算持分会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ. 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日における貸借対照表）の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

- ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
当該臨時計算書類はありません。
- ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
該当事項はありません。

6. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項

- イ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しており、電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

- 当社子会社の吸収合併に関するお知らせ
- 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）
- 当社子会社（株式会社ADX Consulting）の吸収合併に関するお知らせ
- 当社子会社（Airitech株式会社）の吸収分割及び連結子会社間の吸収合併（存続会社：株式会社シムテック）に関するお知らせ
- （開示事項の中止及び変更）子会社設立の中止及び当社子会社の吸収合併スキーム変更に関するお知らせ

- ロ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および吸収分割株式会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ

ろ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

吸収分割契約書

吸収分割承継会社 株式会社 SHIFT(以下「甲」という。) 及び吸収分割会社 株式会社 SHIFT PLUS(以下「乙」という。) は、乙の管理部門(以下「本件部門」という。)に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)に関し、以下のとおり契約を締結する。

(吸収分割の方法)

第1条 甲は、吸収分割により、乙から乙の本件部門に関する第5条に定める権利義務(以下「本件権利義務」という。)を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

(1) 甲：吸収分割承継会社

商 号： 株式会社 SHIFT

住 所： 東京都港区麻布台一丁目3番1号

(2) 乙：吸収分割会社

商 号： 株式会社 SHIFT PLUS

住 所： 高知県高知市駅前町1番8号

(吸収分割の効力発生日)

第2条 本件吸収分割の効力発生日は、2026年9月1日とする。

2 本件吸収分割の効力発生日の前日までに吸収分割に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、前項に定める効力発生日を変更することができる。

(分割対価の交付及び割当て)

第3条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

(増加する資本金及び準備金の額等)

第4条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、以下の各号のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金0円

(2) 増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

(承継する権利義務)

第5条 乙が甲に承継させる本件権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務は甲に承継させないものとする。

2 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重畳的債務引受けをする。

(吸収分割契約の承認)

第6条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力が発生するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から本件吸収分割の効力が発生するまでの間において、①甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき又は②本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙で協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、効力を失う。

(1) 第6条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないとき

(2) 前条に基づき本契約が解除されたとき

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2026年7月15日

吸収分割承継会社 (甲) 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 SHIFT
代表取締役社長 丹下 大

吸収分割会社 (乙) 高知県高知市駅前町1番8号
株式会社 SHIFT PLUS
代表取締役 綿貫 健吾

別 紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割の効力発生日において乙から甲に承継される権利義務は、本件吸収分割の効力発生直前において乙に属する本件部門に係る以下の権利義務とする。

1. 承継する資産

なし

2. 承継する負債

なし

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）

なし

4. 承継する雇用契約

本件部門に主として従事する吸収分割会社の従業員の全員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

事業報告書

令和7年8月期

自 令和6年9月1日

至 令和7年8月31日

【株式会社SHIFT PLUS】

事業報告

〔 自 令和6年9月1日
至 令和7年8月31日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境の改善が続いたことにより、景気は緩やかに回復しました。一方で、米国の関税政策などの政策動向による影響や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響の懸念があるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

SHIFTグループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念のもと、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

当社がサービスを提供するカスタマーサポート事業においてもDX推進の必然性は高く、生成AI活用による次世代コンタクトセンターの構築、DX推進による社内ヘルプデスクの効率化など、事業内容の大きな変革を迫られる状況にあります。

このような市場環境におきまして、当社ではこれまで事業の強みと位置付けてきておりましたナレッジマネジメント事業の一環である、高度なVOC分析ソリューション『VoiceMill（ボイスミル）』のサービス提供顧客数が順調に増加し、今年度120社50,000VOCの蓄積に成功しました。

当社に蓄積されたVOCデータは、カスタマーサポート事業で生成AIを活用していく中で一番重要な顧客データの質の飛躍的向上をもたらし、生成AIの精度向上を支援いたします。生成AIを活用した、次世代コンタクトセンター構築において非常に重要なコンタクトセンターのデータの質の課題への取組みに一定の成果を出しました。

こうした活動より、2025年5月16日に顧客対応の品質向上とオペレーターの負担軽減を目指し、コンタクトセンター向けCTIと生成AI技術を融合した総合的なソリューション『AICO（アイコ）』の提供を開始。これまで弊社が取り組んできた事業と生成AIの新規取り組みを融合させ、顧客訴求価値の向上に尽力してまいりました。

この結果、当事業年度は、売上高17億1百万円（前年同期比8.7%増）、売上総利益4億27百万円（前年同期比4.4%減）、営業利益82百万円（前年同期比24.3%減）、当期純利益66百万円（前年同期比19.7%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当するものではありません。

- ② 設備投資
該当するものではありません。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
該当するものではありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受け
該当するものではありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当するものではありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当するものではありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	令和4年8月期	令和5年8月期	令和6年8月期	令和7年8月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,054,176	1,493,088	1,565,265	1,701,003
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)(千円)	55,108	107,947	83,132	66,780
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失)(円)	51,025.99	99,951.24	76,974.65	61,833.48
総 資 産 (千円)	536,374	706,354	746,620	843,464
純 資 産 (千円)	331,230	439,178	522,310	589,091

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 生成AIの活用及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ② 優秀なIT人材の確保及びその育成
- ③ 提供サービスにおける競争優位性の確保
- ④ 変化する事業環境及び顧客ニーズへの迅速な対応
- ⑤ コンプライアンス遵守と生産性向上の両立（コスト削減・品質向上・納期遵守）
- ⑥ IT・ソフトウェアの最新化への対応

(5) 主要な事業内容

当社は、カスタマーサポート事業を主要な事業としております。

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点

本社 高知本社（高知県高知市）

事業所 高崎事業所（群馬県高崎市）、札幌事業所（北海道札幌市）

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
291名	35名増	37.9歳	4.2年

- (注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

該当するものではありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当するものではありません。

貸借対照表

株式会社 SHIFT PLUS

令和 7年 8月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 739,920,205】	【流動負債】	【 242,139,083】
現金	311,035	買掛金	5,204,100
預金	425,898,641	未払金	34,167,477
売掛金	165,262,512	設備未払金	851,000
仕掛品	18,421,323	未払費用	138,717,932
前払金	239,161	未払法人税等	14,215,300
立替金	1,846,427	未払消費税等	26,117,400
未収収益	253,202	預り金	17,342,554
前払費用	25,390,233	契約負債	5,523,320
未収入金	1,181,862	【固定負債】	【 12,233,829】
仮払労働保険料	1,109,609	長期未払金	382,200
関係会社短期貸付金	100,000,000	資産除去債務	11,851,629
未収還付税金	6,200	負債合計	254,372,912
【固定資産】	【 103,543,804】		
(有形固定資産)	(60,741,152)		
附属設備	55,972,664	純資産の部	
附属設備－ARO	11,516,699	【株主資本】	【 589,091,097】
工具器具備品	52,835,202	資本金	30,000,000
減価償却累計額－ARO	△4,627,459	(資本剰余金)	(27,070,000)
車両運搬具	1,425,655	資本準備金	27,070,000
減価償却累計額	△56,381,609	(利益剰余金)	(532,021,097)
(無形固定資産)	(120,000)	その他利益剰余金	532,021,097
著作権	120,000	繰越利益剰余金	532,021,097
(投資その他の資産)	(42,682,652)		
リサイクル預託金	9,450		
敷金	31,583,175		
繰延税金資産	11,090,027	純資産合計	589,091,097
資産合計	843,464,009	負債・純資産合計	843,464,009

損益計算書

機SHIFT PLUS

自 令和 6年 9月 1日

至 令和 7年 8月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		1,701,003,656
【売 上 原 価】		
当期製品製造原価	1,273,888,013	1,273,888,013
売上総利益金額		427,115,643
【販売費及び一般管理費】		344,662,957
営業利益金額		82,452,686
【営業外収益】		
受取利息	1,300,627	
助成金収入	10,000,000	
雑収入	480,762	11,781,389
【営業外費用】		
支払利息		48,657
経常利益金額		94,185,418
税引前当期純利益金額		94,185,418
法人税、住民税及び事業税	30,141,412	
法人税等調整額	△2,736,151	27,405,261
当期純利益金額		66,780,157

株主資本等変動計算書

株式会社 SHIFT PLUS

自 令和 6年 9月 1日

至 令和 7年 8月31日

単位：円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000,000	27,070,000	27,070,000	465,240,940	465,240,940	522,310,940	522,310,940
当期変動額							
当期純利益				66,780,157	66,780,157	66,780,157	66,780,157
当期変動額合計	-	-	-	66,780,157	66,780,157	66,780,157	66,780,157
当期末残高	30,000,000	27,070,000	27,070,000	532,021,097	532,021,097	589,091,097	589,091,097

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…………… 個別法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

(ただし建物附属設備については定額法を採用しております)

無形固定資産…………… 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益について、当該契約における履行義務が充足され、成果物に係る支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

当社の主要事業であるカスタマーサポート事業においては、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

次に、成果物の一括提供を内容とする請負契約に基づく収益については、当該成果物の引渡し完了した時点で収益を認識しております。

その他、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、当該商品の引渡し完了した時点で、販売代金から仕入代金を控除した純額をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,080株	－	－	1,080株

3. その他の注記

該当するものではありません。

附属明細書（計算書類関係）

自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 31 日

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	附属設備	50,190	—	370	4,219	45,600	21,888	67,489
	工具器具備品	11,181	14,426	808	10,347	14,453	38,381	52,835
	その他	1,030	—	—	343	687	738	1,425
	計	62,402	14,426	1,178	14,909	60,741	61,009	121,750
無形 固定 資産	ソフトウェア	240	—	0	240	—		
	その他	120	—	—	—	120		
	計	360	—	0	240	120		

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	138,523	138,523	—

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	3,600	
給料手当	165,927	
賞与	13,856	
通勤交通費	2,160	
法定福利費	28,101	
福利厚生費	6,969	
採用費	38,169	
広告宣伝費	2,060	
交際費	36	
会議費	310	
旅費交通費	4,697	
通信費	1,078	
消耗品費	5,516	
水道光熱費	1,108	
支払手数料	8,763	
システム利用料	26,891	
地代家賃	18,943	
租税公課	3,643	
減価償却費	2,512	
支払報酬料	1,640	
その他	8,675	
計	344,662	

2025 年 10 月 23 日

株式会社 SHIFT PLUS
代表取締役社長 綿貫 健吾 殿

監査役 正野 幹道

監査報告書の提出について

私、監査役 正野 幹道は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 正野 幹道は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 11 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 10 月 23 日

株式会社 SHIFT PLUS

監査役 正野 幹道